

# あかびら

July.2015 No.835

受け継がれる  
伝統のまつり。

市長所信表明

2

教育行政執行方針

8

第44回あかびら火まつり

10

フォトアラカルト

26

# 市長所信表明



私自身、初めての市長就任にあたって、市政運営に関する所信を申し上げ市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本市の歴史を振り返りますと、歴代市長をはじめ議員各位並びに大変多くの市民の皆様が絶え間なくご尽力された成果によって様々な課題を解決し、まちを発展させてきたことに深く感謝と敬意を表しますと共に、その思いを私自身がしっかりと受け継ぎさらなる発展に向け全精力を傾注する決意で臨んでまいります。

さて、日本における社会情勢は、世界に先駆けて人口減少や超高齢社会を迎え2040年に若年女性の減少により、全国で86市区町村が消滅の危機に直面すると言われております。正に地方の真価が問われる時代を迎え、その成果が将来のまちの生き残りの明暗を分けると言っても過言ではございません。私は、

炭鉱閉山や財政難といった大きな試練を経験し、創意工夫によって克服してきた赤平市民こそが

地方創生を実現できると確信しており、市民や様々な分野の皆様の声を真摯に受け止め、共に知恵を出し合い失敗を恐れずに何事にも果敢に挑戦し、市民力・産業力・行政力の三つの力を最大限発揮して、愛し誇れるまち赤平への思いを共有し地域活性化に努めてまいります。

そのためには、第5次赤平市総合計画を着実に推進することは当然のことながら、特に、私に与えられた任期4年間の中期では「まちを創生する人口減少対策」「次世代の子ども達を育む」「生きがいと安心した暮らしを支える」「産業力と地域資源を活かす」「市民の知恵をまちづくり」の5点を政策の柱として、スピード感をもって対処してまいります。このほかにも地域医療確保や財

政健全化、広域連携など、多岐にわたる課題が山積しております。

私自身まちの舵取り役として、こうした重要施策を実現するために企業や国・道関係機関の協力並びに支援が必要となりますので、自らが積極的にトップセールスを行うため相手方へ出向き、市民や企業等の思いを心から伝えて諸施策を推進してまいります。また、まちの将来を担う若者たちが夢と未来を語り合える場を設け、その考えの実現に努めると共に、高齢者の知恵や経験を生かしながら安心できる社会づくりを目指し「みんなと考え共に行動するまちづくり」「市民力・産業力・行政力でまちを創生」を基本姿勢として、時代変化に的確かつスピード感をもって取組んでまいります。

以下、第5次赤平市総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進します。

## 1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

### 保健事業

健康教育を実施すると共に、うつ自殺防止対策等の健康教室や講演会、健康相談を引き続き開催し、市民の健康増進を図ります。また、保健師の地区担当制を推進し、引続き孤立防止や健康づくりに努めます。

### 生活習慣病の予防

引続き啓発活動を行うと共に、特定健診や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療に繋げ市民の健康づくりに努めます。

また、感染症予防については、正しい知識の普及啓発と小児等の各種予防ワクチンの接種推進、インフルエンザワクチン接種費用の助成を行い感染症の予防に努めます。

### 母子保健事業

訪問や相談、乳幼児の各種検診を行い、さらに、本年度から新たに5歳児健康相談を実施し、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行います。

### 介護保険事業

平成29年4月より要支援者に対し新しい総合支援事業を実施していきます。さらに、地域人的資源の開発やネットワーク化等を行う「生活支援コー

ディネーター」を配置すると共に、適切な介護サービスの提供に引き続き努めます。

### 地域医療体制の確保

特に医師については、継続的に赤平に縁のある医師へのアプローチと情報入手に努めながら、地域医療振興財団並びに民間医師紹介会社からの情報もいただき、市と病院が一体となって医師確保に取組み、現在の診療科の維持継続に努めます。また、外来、入院、人工透析、在宅医療の充実にも努めると共に、超高齢化社会に対応するため介護との連携を進めます。

### 広域的医療の連携

地域連携の堅持と圏域内での機能分担及び広域的医療連携の強化に努めると共に、市内医療機関との診療連携も積極的に進めます。

### 救急医療体制の維持

医師会及び市内外の協力医療機関から医師等の派遣をいただきながら、市立病院を中心に市内の救急体制の維持確保に努めると共に、二次、三次救急については、センター病院及び中核病院との連携を図ります。

**病院経営**

安定した経営体質の継続を目指し健全な経営に努めます。また、国の施策に的確に対応した柔軟な経営体制の維持継続を進めるほか、本年度は、電子カルテや中空知医療連携ネットワークシステムを導入し、医療の質的向上や効率化による医療環境を構築します。さらに、本年度から翌年度の間に旧病棟の除却と跡地整備を行い、救急車両の安全かつ円滑な通路確保と駐車場等の整備による市民の利便性の向上に努めます。

**国民健康保険事業**

本年度は前年度に特定健診を受診していない方を対象としたアンケート調査により実態把握を行い、受診率向上に向けた環境整備に努めます。さらに、平成30年度には国保の財政運営の責任主体が都道府県となる予定のため、保険者として単年度収支の均衡が図れるよう努めます。

**国の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金**

前年度より減額となるため、平成26年度繰越明許費によって、この減額相当額について国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、生活応援臨時福祉助成事業並びに子育て応援臨時助成事業として本年度に支給します。

**高齢者福祉**

地域の協力により高齢者を支える体制を作り、さらに、公的サービスの活用による安全・安心な暮らしを確保するほか、健康増進と生きがいを見出すため、生きがい農園を整備します。また、冬期間の除雪が困難な高齢者等に対し、引き続き除雪費用の一部を助成します。

**障がい者福祉**

障害者総合支援法と平成27年5月に策定した「第2次赤平市障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」にもとづき、各種障害者福祉サービスを実施すると共に、赤平市障害者自立支援協議会などの関係機関と協力・連携し積極的に生活支援を行います。

**少子化対策**

「子ども・子育て支援新制度」が本年度から本格的にスタートしました。本市においても、本年3月に策定した「子ども・子育て支援計画」に基づき、平成27年度から保育所保育料の50%軽減など、子育て世帯の経済的負担の軽減を中心とした11事業を新たに実施するほか、中学生以下の医療費の自己負担の無料化を継続します。また、幼稚園と保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」の早期設置を目指し、設置時期に合わせて効率化された財源を基に保育料の無料化を検



討します。さらに、児童館・児童センターについても、小学校統合計画とも整合性を図りながら、施設並びに運営体制を充実するため計画的な整備を進めます。なお、本年度に児童福祉施設整備計画を策定し具体的内容を決定するほか、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの設置について検討します。また、子育て支援は、まち全体として応援する取り組みが必要であり、毎月第4日曜日を「家族の日」に制定し、この日は家族参加型のイベント企画や保護者の休日出勤の抑制、家族での買い物や食事の割引などを企業や商業者などにもご協力が得られるよう話し合い、家族の時間を大切にした取組みを進めます。

**障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援**

本年度から赤間小学校内に通級指導教室を開設し各学校と連携を図るほか、児童発達支援事業等の事業所を利用する世帯に対し利用料の自己負担額を無料化します。

**保育所**

子ども・子育て支援新制度に伴い、本年度から通所開所時間を30分繰り上げ7時から18時までの保育時間に拡大します。また、19時までの時間外保育も継続し、今後も子育て世帯の就労との両立を支援します。

**子育て支援センター**

様々な講座の開催や季節に合わせた行事を企画するなど、子育て家庭の育児力の向上に努めます。

**児童館及び児童センター**

本年度から留守家庭児童見守り事業の対象学年を小学校4年生以下から6年生以下に引き上げると共に、赤平児童館については休日等の開館時間を1時間繰り上げ8時からとするなど、共働き家庭等の子育てを支援します。

**ひとり親家庭への支援**

母子・父子自立支援員による相談業務等を通じて、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるように必要な指導・助言を行います。また、母子家庭高等技能訓練促進事業及び母子家庭自立支援教育訓

練給付金事業を継続し、早期に自立した生活を実現できるように支援します。

**地域防災**

公共施設の統廃合に伴い避難所の指定を見直し防災備蓄品等を再配備し、福祉避難所の整備を進めます。また、防災マップ(改訂版)の作成・配布や避難行動要支援者の名簿の共有等、災害時における住民の円滑かつ安全な避難の確保に努め、さらに、継続して総合防災訓練を実施するなど災害発生時に迅速に対応できる体制づくりに努めます。消防・救急救助 滝川地区広域消防事務組合による出動体制を継続し、大規模災害等にも迅速に対応できるよう消防力の強化を図ります。また、本年度は赤平消防署消防総合庁舎を完成するほか、消防救急デジタル無線を整備し、住民の安全・安心の確保に努めます。



総合防災訓練

## 2 大地に根ざしたたくましい 産業をつくりましょう

**産業振興** 本市の地場産業を発展させるため新製品の開発等を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度」を継続し、今後も多くの企業に活用いただけるようPRします。また、「産業振興人財育成事業」については、企業間同士の産業連携や技術連携に繋がるような人財育成を実施します。

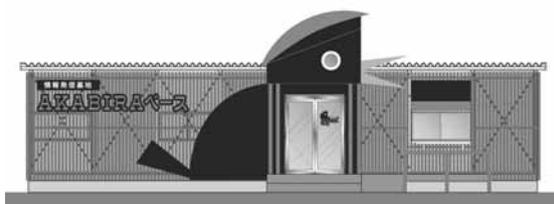
**公共建設事業** 赤平消防署消防総合庁舎建設のほかに、今後は統合中学校建設などの大型事業を計画しておりますが、引き続き公的住宅や公園、道路、橋りよう等をはじめとする市民の安全安心社会の実現に向けた公共建設事業を実施しつつ、地元建設業者等に対する経済振興に寄与します。

**食ブランド開発** 今後も市内飲食店による「がらがん鍋協議会」と連携を図りながらPR活動を進めます。また、産業フェスティバルにおいて新メニューのどんぶり販売を行うなど、新たな食ブランドの創出に努めます。

**特産品の推進** 「赤平市特産品推進協議会」を発足しており、引き続き特産品のイメージづくりや宣

伝方法の分析、都市部で実施されて

いる北海道物産展へ出店するなどイメージアップや販路拡大等に努めます。また、本年度は国の地方創生先行型交付金を活用し、赤平市特産品推進協議会が主体となつて本市の特産品の販売や観光案内を行う情報発信基地として、アンテナショップを幌岡地区にモデル的にオープンします。来客の増大を図るため地元で撮影されたドラマのギャラリイも併設します。



特産品の推進  
アンテナショップ  
AKABIRA ベース

**農業・商業・企業間の連携** 地元の食料品や生産品、製造品を一

に集めて市民へ直接販売やPRを行い、赤平の魅力を再発見していただき地産地消の拡大を図るため「赤平産業フェスティバル」を開催します。

**工業** 設備投資をされる企業に対し企業振興促進事業に基づき支援します。また、道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産地地域振興センターなどと連携を図りながら、市長自らがトップセールスとして企業誘致活動を行います。

**商業** 昨年発足した「商店街振興対策協議会」を中心に地域おこし協力隊による商店街通信の発行や本年度から空き店舗を活用した「チャレンジショップ」を開設するほか、店舗近代化促進事業並びにスーパープレミアム商品券発行助成を継続します。また、本年度は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、スーパープレミアム商品券発行助成額を前年度の倍額とします。さらに、人の流れを見出すために、中心市街地におけるポケットパークの整備について検討します。

**農業** 本年度に中山間地域等直接支払事業交付金制度が拡充され、本制度を活用し集落体制の維持・強化に努めます。また、多面的



**林業** 植林及び間伐等による市有林の森林環境保全整備事業や未来につなぐ森づくり推進事業並びに分収造林事業などを計画的に推進します。

**観光** エルム高原施設を核として自然にふれ合えるイベントの開催など、効果的なソフト事業の推進を図ると共に大勢の市民が愛着心を持って施設に一堂に集い楽しんでいただける「市民デー」の開催を検討します。さらに、流政之氏の彫刻作品と家族旅行村の融合を図り新たな観光名所としてPRします。

**イベント** 「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」などの伝統を継承しつつ、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。また「市民花火大会」を継続するため市民や企業などの皆様に募金のご協力を働きかけます。

**地域資源の活用** 炭鉱遺産や食匠の技など市内の各団体が工夫を凝らして様々な活動をされており、団体の主体性を尊重しつつ必要に応じた支援を行います。また、特に炭鉱遺産と匠の技を生かした教育体験旅行の企画検討を進めるため、炭鉱遺産の継承方法並びに財産のあり方についても検討します。

### 3 生きる力を育む 生涯学習社会をつくりましょう

#### 学校統合・幼保統合

少子化の進行と共に児童・生徒数は大幅に減少しており、中学校の統合に続き小学校の統合についても新校舎を建設するため、「赤平市立小・中学校適正配置計画」の変更等について検討し、まちの宝である子ども達の教育環境の充実を図ります。また、幼稚園についても同様に幼児数の減少が続いており、子ども・子育て支援計画にもとづき幼稚園と保育所を統合した「幼保連携型認定こども園」の早期設置を目指します。

#### 幼稚園教育

3歳児教育と預かり保育を継続するほか、学びの基礎を培い健やかな成長を育みます。

#### 小・中学校教育

学力向上プランの実行や特色ある取組みによって、学力向上を目指します。また、本年度はタブレット端末を用いたモデル事業や滝川市教育支援センターの適応指導教室への通所支援、ことばの指導や発達支援が必要な児童に対する通級指導教室を開設するなど、子ども達の教育環境の変化に対応します。

#### 学校給食

食育と栄養バランスに配慮しつつ設備等を計画的に更新するほか、物価の高騰や消費税引上げ等により給食費会計は厳しさを増しておりますが、子育て世帯の給食費の負担増加にならないように支援します。

#### 社会教育

東公民館と交流センターみらいを拠点として各種講座や講演等を開催し、市民並びに各種団体活動を活性化すると共に、中学生以下の子ども達については社会教育・体育施設の使用料の無料化を継続します。

#### 芸術・文化・歴史

今後も文化協会等の関係団体と連携を図りながら、芸術、文化に触れる機会の拡充に努めます。また、まちの文化や歴史を後世に継承することは極めて重要であり、小学校社会科副読本を活用するほか、本年度から専門職員を配置して炭鉱遺産の保存整理、住吉獅子舞、郷土生活資料、埋蔵文化財・史跡の継承に努めます。さらに、歴史資料館の整備に向けて、本年度に策定する公共施設等総合管理計画の中で基本方針を定めるほか、民間が所有する炭鉱施設の財産の管

理方法についても検討します。

#### 青少年教育

青少年健全育成事業やふるさと少年教室などの充実を図ると共に、社会環境の変化に対応し事件や事故などを未然に防止するため学校や警察署等の関係機関と連携を図ります。

#### 図書館

希望図書予約や図書館のネットワーク等を通して、市民が必要とする図書の提供に努めると共に、子ども達の豊かな感性を養うためブックスタートをはじめ読書習慣の定着を図ります。

### 4 ゆとりと潤いのある 快適な生活を支えましょう

#### 公的住宅

平成26年度に策定した「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に計画的な建替えや改善・修繕、人口規模に見合った適正な管理戸数の整備を目指します。福栄地区の改良住宅建替事業については、平成30年度までに3棟24戸の建設、10棟208戸の除却を予定し、本年度は、平成28年度の10号棟建設に向けた実施設計を行います。

公営住宅建替事業として茂尻第一団地については、本年度の4号棟1棟8戸の建設によって全体計画の4棟40戸の建設が完了と

#### 社会体育

北翔大学との包括連携協定に基づき「子ども体力測定走り方教室」「市民スマイルウォーキング」を開催するほか、子ども達を対象とした各種スポーツ教室や高齢者も参加可能な軽スポーツ大会、レクリエーションスポーツなども開催し、スポーツ技術の向上と健康増進に努めます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、総合教育会議を通じて市長と教育委員会とのさらなる連携を深め教育振興を図ります。

なり、春日第一団地等の19棟92戸の除却を継続します。また、新規事業として豊丘町の吉野団地の建替えに向けて調査設計等を進めていくほか、移転集約事業として平和団地、曙西団地の集約並びに空き住棟の除却を行います。

#### 既設の公的住宅

老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入居時の補修を行うと共に冬期間における空き家の落雪対策や通路確保などに努めます。また、長寿命化改善事業として、青葉シルバーほか7団地の屋



根や外壁の改善事業を実施します。

#### 民間住宅

住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」は本年度が最終年度となることから、再度、事業効果を検証した上で助成期間の延長等について検討します。また、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設費助成事業」、既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」について、加速期間と設定した平成28年度まで継続し、本事業についても最終年度に事業効果を検証した上で助成期間の延長等について検討します。



**移住定住促進事業**

中古住宅の賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」や新婚世帯並びに市外から市内に転入される若年層の方を対象とする「民間賃貸住宅家賃助成事業」を継続するほか、市外からの通勤者が多い実態を踏まえ、企業者による共同住宅の建設に対する助成など、新たな支援策についても検討します。また、引続き「赤平おためし暮らし」を実施するほか、北海道移住促進協議会を通じて赤平や宅地分譲等の情報、助成制度を盛り込んだパンフレットを道外へもPRします。さらに、豊丘南団地を含め市有地の有効活用を図るため宅地分譲を推進すると共に、地域単位別による分譲価格についても検討します。

**市道**

本年度は翠光1条通、文京学園通歩道の改良舗装工事、青葉通排水整備工事のほか、緑橋架換

や右岸通、西文1条通など4路線の平成28年度以降の整備に向けた調査設計を実施します。また、既存道路についても緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めます。

**橋りょう**

「橋りょう長寿命化計画」にもつぎ、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進します。本年度は新成大橋の補修工事に並びに平成28年度以降の補修に向けた奈江沢2号橋、福栄橋の調査設計を実施します。

**公園**

「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が憩いの場として利用できるよう整備保全に努めます。

**都市計画**

都市計画マスタープランや用途地域の見直し等により、都市基盤の整備・保全に努めます。

**雪対策**

計画的な除排雪対策に努めると共に町内会等の協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら除雪マナーの周知を図ります。また、効率的な除排雪体制を維持するため、除雪機械を計画的に更新します。

**水道**

企業債を活用しながら老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と経費節減に努め経営の健全化を進め、今後の経

営状態を見通しながら対応します。また、未収金対策として、悪質な滞納者に対し給水停止などの措置を執り、その回収に努めます。

**下水道**

計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めます。また、収入確保と経費削減に努め経営の健全化を進めます。

**浄化槽**

公共下水道区域外等における住宅に対して、合併処理浄化槽の工事費に対する合併処理浄化槽設置整備事業補助金を継続し、環境衛生や水質保全を図ります。

**環境衛生**

広報あかびら及び市ホームページを活用し、ごみ分別の徹底や減量化等に努めるほか、新聞・ダンボール・空きビン等の自主的な回収に対する助成を継続します。また、し尿処理に関しては本年4月より6市6町による石狩川流域下水道奈井江浄化センターにおいて、し尿等の共同処理を開始し、市町が連携して運営しています。さらに、本年度は水道給水区域以外の地域の安全・安心な飲用水の確保を図る目的から、飲用井戸を利用されている世帯の一部を対象として水質

等の実態調査により現状を把握し、良質な飲用水を確保する手法を検討します。

**5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう**

**地方版総合戦略** 日本は世界に先駆けて人口減少や超高齢社会を迎えており、こうした構造的な課題に対して地方創生に真正面から取り組むため、国においては昨年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、都道府県及び市町村に対し地方版総合戦略を策定するよう求めております。このため、本年7月に住民代表者に加え市外からの有識者を含む産官学金労の構成による「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」を設置し、本会議の中に50歳以下の市民で組織する「みらい部会」も設置し、2040年を見据えた平成27年度から平成31年度の5年間の総合的な施策を協議するほか、市民及び職員からの政策提言を募集し、市議会との議論も重ねて緊急的施策の基本方針を定める「地方版総合戦略」を本年中に策定します。さらに、策定後においては、毎年度、施策内容を検証するほか施策の具体的内容を定める「地域再生計画」等を検討し、速やかに施策を実現します。



**市民参加型まちづくりの推進**

平成28年度から「まちづくり市民会議」を発足し、情報共有と共に市民目線から市政運営に対する評価や意見等をいただく機会を創出するほか、毎年度、市税の1%を上限として市民から「まちづくり提案」を募集し、まちづくり市民会議で審査をいたしたとき、市民発案の事業を実現し様々な事

**公共施設**

平成19年度に「赤平市公共施設改革」、平成23年度に



住民懇談会

業にチャレンジします。また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため「まちづくり活動推進事業補助金」を継続するほか、市民のまちづくりへの参加意欲を高めるため引き続き「まちづくり講演会」を開催します。

**情報共有**

「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」「子どもまちづくり探検隊」を継続し、市民の声をまちづくりに反映するほか、子ども達のまちへの理解を深め愛着心を育みます。また、市広報誌やホームページ等を活用し、まちの情報をお知らせすると共に、引き続き地域おこし協力隊員により市内外に赤平の魅力を発信します。さらに、本年度は、赤平の主要概要を掲載した市勢要覧を作成します。

**北翔大学の包括連携事業**

本市と北翔大学は平成26年2月に包括連携協定を締結しており、本年度も「子ども体力測定・走り方教室」などを継続するほか、新たに市内の小・中・高生を対象に「大学見学会」を開催し、子ども達の進学に向けた夢を育む機会を創出します。また、今後も包括連携協定にもとづき、文化・スポーツ・健康づくり等の様々な分野にわたる連携事業を実施します。

**地域コミュニケーション活動**

町内会運営に苦慮されている現状を踏まえ、本年度から「地域コミュニケーション活動推進事業補助金」の増額並びに「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」の助成率上げを行うほか、地域課題を解決するため赤平市町内会連合会の活動を支援します。また、平成25年度に赤平市町内会連合会で実施したアンケート結果においても、町内会館の大幅な利用者減少から現状の指定管理者による会館運営を継続することが困難な状況となっており、さらに、施設の老朽化が進み、今後、多額な改修費用が予想されることから、公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら利用や運営状況の実態を踏まえ、会館の統廃合等について地域とも十分協議した中で

**「町内会館施設活用方針」を策定**

します。

**広域連携**

昨年7月に滝川市と砂川市を中心市として周辺市町となる本市との間で「定住自立圏の形成に関する協定書」を締結し、同年11月に「中空知定住自立圏共生ビジョン」を策定しており、本

**ビジョン**

を基本に中空知圏域全体の活性化を図るため連携を強化すると共に、定住自立圏に関わらず近隣市町との施設や行政の効率化等についても模索します。

**行財政改革**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政指標は全て健全段階を維持しておりますが、人口減少等によつて地方税や地方交付税等の減収が見込まれます。本年度は、第5次赤平市総合計画、地方版総合戦略、公共施設等総合管理計画など各種計画との整合性を図りながら、財政規律を堅持するため改めて「赤平市財政健全化計画」を策定します。また、特に共働き世帯や若年世代、地方在住者を含む多くの納税者等の利便性を高めるため、納付意欲をより一層向上させるため、市税等の公金についてコンビニエンス・ストアにおける収納業務の委託に向け、本年度に準備作業に当たり平成28年度から

収納を開始します。



以上、平成27年度から平成30年度までの市政執行にあたりまして、私の所信を申し上げました。人口減少問題と平行した将来のまちづくりは行政だけの力で成し得るものではないと、市民並びに企業者の皆様と議会、行政が一緒になって、知恵を出し合い行動することが大切であります。そのためには様々な住民対話の機会や積極的な情報提供によつて情報を共有し合うことを原点として、皆様からいただいた意見等を真摯に受け止め、結果は別として頭から不可能と判断するのではなく、可能とする

ために何ができるかといった観点で調査・検討することが大切です。こうしたことを積み重ねる中で、必ず素晴らしい施策が生まれ、実現することが、本市の発展に繋がると確信しております。第5次赤平市総合計画の将来像である「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」に向かって、今このまちに住む皆様と一緒に力を合わせ、次代を担う子ども達のため赤平市の未来のために邁進してまいります。

市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。



手話通訳

所信表明演説、教育行政執行方針演説で手話通訳が行われました。赤平市議会初の試みです。

# 教育行政 執行方針

社会が急速に変化する中、赤平市においても進行する少子高齢化、人口減少による社会的活力の低下などの課題が生じ、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性があらためて指摘されています。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携を深めながら、人づくりと確かな教育環境づくりを着実に推進していくことが求められております。

教育委員会といたしましては、今後も学校教育と社会教育が一層の連携を図りながら、第5次赤平市総合計画を基本に市民の信頼に応え、一人ひとりが生涯にわたって学び続けることができる生涯学習社会の実現をめざした教育行政を進めるため、ここに平成27年度の教育行政執行方針を示させていただきます。

## 創造性豊かな 学校教育の推進

**学力向上** 本市の全国学力・学習状況調査の結果は、全国・全道平均を下回る結果が続いています。この状況を早期に解消するため、赤平市学力向上委員会を組織し、学力向上プランの策定や各小中学校の学力状況等の把握、道教委による地域の学力向上支援事業を推進しているところです。

また、ICT(情報通信技術)の活用を促進するためのモデル事業として、タブレット端末を用いた授業の検証を進めます。

さらに、標準学力検査を全校全

学年で統一して実施し、授業改善や個に応じた指導法の改善に役立ちます。

家庭における望ましい生活習慣の定着は学力向上の第一歩です。「家庭学習の手引き」などを活用し、家庭における学習習慣の定着と充実の強化を図り、確かな学力の向上に努めます。

なお、全国学力・学習状況調査の結果については、引続き市教委独自で公表を行います。序列化や点数主義への偏重を十分に配慮した効果的な公表方法となるよう努めます。

**体力向上** 本市の児童・生徒の体力は全国平均に比べ低い状況に

あります。そのため、小学5年生と中学2年生を対象に毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等調査とともに、昨年度より対象学年以外の全児童・生徒に對しても、同じ種目で行われる新体力テストを実施して、個々の状況の確かな把握に努めています。今年度は体力・運動能力、運動習慣等の検討組織を設置して全校全学年の状況を毎年比較し、指導方法の工夫改善などを行って、児童・生徒の体力・運動能力の向上に努めます。

**歯科保健** 虫歯予防のため、幼稚園を含めて小学校全学年でのフッ化物洗口を継続し、幼児期から将来にわたる歯の健康促進に取り組めます。

**学校給食** 栄養のバランスに配慮することはもとより、食中毒を防止するための衛生管理の徹底に努めます。主な食材の産地の事前公表を継続し、今後とも赤平米をはじめとした地元及び道産の食材を中心に、安全・安心な給食の提供に努めます。

食育教育の一層の充実のため



に、小・中学校での栄養教諭による授業を継続し、食物アレルギー対応のための情報共有を進め、アレルギー事故の未然防止に取り組めます。

また、最近の物価高や消費税率の改定により給食費会計は逼迫しておりますが、献立の見直しや工夫とともに、市の負担により収支の均衡を保ち、当面の値上げを回避するよう努めます。

**道徳教育** 学習指導要領の一部改正により、これまでの道徳の時間は平成30年度から「特別の教科 道徳」(道徳科)となります。道徳科を中心に教育活動全般を通じて児童・生徒の心の教育の充実を図ります。

**いじめ防止対策** いじめを起さない、許さない雰囲気や学校全体で醸成することを基本に、「赤平市いじめ防止基本方針」と学校における基本方針にもとづき、学校・家庭・地域・関係機関との一層の連携により、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組めます。

また、年2回実施している児童生徒を対象としたいじめ把握のためのアンケート調査や、いじめ根絶「あかびら子ども会議」の取組などを継続し、学校全体でいじめの根絶に努めます。

また、ことばの指導や発達支援が必要な児童への「通級指導教室」については、市任用の指導員の配置により開設し、就学後の対象児童の支援に努めます。



**体罰の防止** 教職員の体罰による児童・生徒への指導はいかなる場合も禁止されています。今年度も児童・生徒、保護者、教職員を対象としたアンケート調査を実施し、実態の把握と体罰の防止に努めます。

**不登校児童・生徒への対応** 青少年センター専門指導員やスクールカウンセラーによる個別のケアを継続するとともに、子どもの学習意欲を受け止めるべく、今年度から滝川市との協定により滝川市教育支援センターを利用した適応指導教室への通所支援を行います。

**特別支援教育** 各校のコーディネーター教員を中心とした校内組織の整備や個別の支援計画の策定などに取組んでおり、今年度も引続き各小学校に特別支援教育支援員を配置します。

また、ことばの指導や発達支援が必要な児童への「通級指導教室」については、市任用の指導員の配置により開設し、就学後の対象児童の支援に努めます。

**子どもの安全・安心の確保** 不審者対策については、警察の防犯教室及び地域・関係機関の協力のもと、日頃より安全指導の強化に努め、万全を期して対応します。

交通事故の防止についても、自転車の乗車マナー向上など日常の安全教育を徹底するとともに、通学路においては学校、道路管理者及び警察との連携による通学路交通安全プログラムにもとづいた合同点検を行い、登下校時の安全確保に努めます。

**情報モラル教育** 児童・生徒の携帯通信端末やインターネットの使用は、学校での指導のほか、家庭内でのルールづくりや書込みマナー、フィルタリングの徹底など、家庭への啓発に努めます。

**学校施設的环境整備** 茂尻小学校グラウンドの整備や赤間小学校体育館の屋根改修などを行い、今後も安全で学びやすい校舎内外の環境整備を進めます。

**小・中学校の適正配置** 依然として児童・生徒数の減少が続いていることから、現在の小・中学校適正配置計画の変更も視野に入れ、引続き少子化に対応した学校づくりに取り組めます。

中学校の統合計画については、適正配置計画に則り平成28年度統合を目指して保護者、市民の理

解を得て進めてまいりましたが、閉校後の赤平高校敷地を統合中学校校舎の建設敷地として利用できる可能性がでてきたことから、同敷地に新築する計画を進めるため、統合の時期を2年程先延ばしたところです。

現在は昨年設立した中学校統合準備委員会において、統合中学校校舎の建築など、統合に向けての協議を進めています。

**就学援助** 経済的理由で学校における諸経費の負担が困難な世帯に対する就学援助は、本年度の準要保護の認定に際し、基準となる生活保護費の引下げによる影響が生じないよう配慮します。

**幼稚園教育** 保護者、地域にとつて信頼され開かれた運営が大切であるとの認識のもとに、3歳児教育、預かり保育の継続と良好な環境づくりに努めます。

また、保育所や小学校との交流・連携を密にし、幼稚園教育の一層の充実に努めるとともに、福祉部局と連携して認定こども園実現へ協議します。



**豊かな心と体を育む  
社会教育の推進**

**青少年教育** 体験学習、指導者養成をねらいとした「ふるさと少年教室」の開講や青少年健全育成事業など、引続き充実をめざします。また、少年教室・健全育成事業においてもいじめ防止対策を重視します。

青少年センターでは、警察や小中校外指導連絡協議会などと連携を密にし、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な見守り活動と指導を行います。

**公民館講座** 地域のコミュニティづくりの場ともなっており、今後多彩なテーマの趣味的講座を開講し、受講者の拡大に努めます。

また、「生涯学習まちづくり出前講座」は、市民生活に密着した行政事務や子どもたちの社会学習に供するテーマが設定されているため、生涯学習とまちづくりの観点から引続き継続します。

**家庭教育** 家庭のもつ教育力向上のため、PTAや小・中学校と連携しながら、親同士の交流と家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

**市民の芸術・文化活動** 文化協会加盟の団体を中心となり、市民総合文化祭や東公民館まつり、みら



公民館講座

いまつりなど多彩な発表活動を展開しておりますが、市民生活における文化的な水準を高めていく意味からも、文化サークルや同好会の活動は大変重要であり、今後とも地域に根ざした芸術・文化活動を推進します。

**郷土の歴史・伝統文化** 今年度より専門的職員を配置し、炭鉱遺産の整理・保存や住吉獅子舞、郷土の生活資料、埋蔵文化財・史跡の継承に努めるとともに、歴史資料館については、公共施設等総合管理計画での基本方針にもとづいて整備し、民間が所有する炭鉱施設の財産の管理方法についても検討します。

**図書館運営と読書活動** 図書館運営については、市民に親しまれ気軽に利用できる公共図書館をめざし、必要な図書への提供に努めます。また、幼児・児童図書の提供により子どもの読書習慣の定着を図ります。

図書館事業については、「ブックスタート」「移動図書館」「古本フェスタ」のほか、希望図書の予約・リクエストをはじめ、図書館相互のネットワークにより蔵書にない資料の貸出しをするサービスなどの周知を行い、潜在的な利用者の掘り起しに努めます。

**市民スポーツの振興** 市民が心身ともに健康で豊かな生活を営むために、スポーツ推進委員会や体育協会などと連携して、各種スポーツ行事を行います。

特に、小・中学生の体力の向上が求められている状況に鑑みて、北翔大学連携事業の「子ども体力測定会・走り方教室」や、野球、水泳及びバレーボールなどのスポーツ教室を行います。また、市民の健康志向の気運に応えるため、スマイルウォーキングや、軽スポーツ大会などのレクリエーションスポーツも行います。

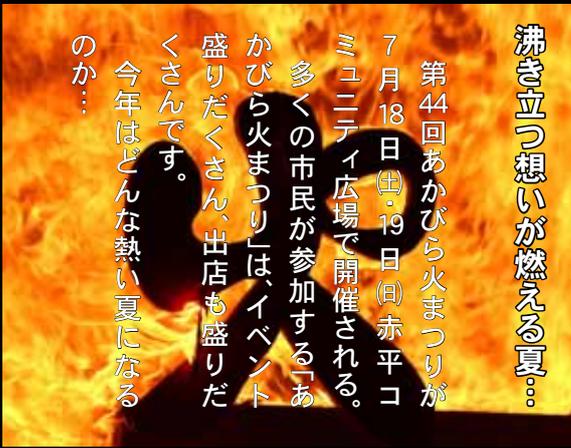


ニュースポーツ大会

# あかびら 火まつり

2015. 7 / 18(土)・19(日)

会場 赤平市コミュニティ広場



## 7/19(日) AM 11:00 開場

11:00~11:30	子どもみこし(市内福祉施設~おまつり広場)
12:00~13:10	市民踊り(広場輪踊り)
15:45~19:00	全道オヤジバンドグランプリ in 赤平(10バンド)
19:00~	神輿渡御(やすらい通り~おまつり広場)
19:45~20:30	市民花火大会
21:00~	終火式
21:30	閉場

## 7/18(土) AM 11:00 開場

11:00~	オープニング
11:00~11:20	赤平中学校吹奏楽演奏
11:25~11:55	よしもとお笑いライブ
12:00~12:40	キャラクター・ショー(1回)
12:50~13:50	赤平パフォーマンスショー
14:00~14:40	ウルトラクイズ 赤平
15:00~15:40	キャラクター・ショー(2回)
16:30~17:30	よしおか歌謡サークル(歌謡ショー)
17:40~18:10	清水ひろき(歌謡ショー)
18:00~20:05	タイマツリレー(平岸・住吉・共和コース)
19:00~	火文字オープニング(赤平火太鼓)
20:05~	採火入場(赤ファンランナー)
20:30~	火文字点火(火神輿・火よっこ踊り)
22:00	閉場

※天候によりスケジュールが変更になる場合があります。

※天候によりスケジュールが変更になる場合があります。

### 会場レイアウト



**P** 駐車場は、総合体育館横の駐車場をご利用ください。(限られたスペースしかありませんので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。)

**味付もんぎすか** 前売券好評発売中!

炭火焼券 1枚1000円 (当日券1200円)

販売所 商工会議所 (7月16日(木)まで)

ご声援をお願いします!

### 赤ファンランナーが赤平市内を激走!



平野広場 17:55 ⇒ 旧新宮商店 18:15 ⇒ 茂尻本町 18:35 ⇒ 全龍寺 19:00 ⇒ 旧藪田商店 19:10 ⇒ 住友栄町停留所 19:30 ⇒ 西出スタンド 19:50 ⇒ おまつり広場 20:05

住吉神社 18:00 ⇒ 浄化センター 18:35 ⇒ 丸宮建材 18:40 ⇒ 市役所 19:10 ⇒ 日高屋 19:40 ⇒ 旧吉川スポーツ 19:50 ⇒ おまつり広場 20:05

共和神社 18:00 ⇒ フラワーヒルズ駐車場 18:45 ⇒ 赤平高校 18:50 ⇒ 植村建設 19:05 ⇒ 虹かけ橋 19:20 ⇒ 暖らん 19:50 ⇒ 旧文化会館 19:55 ⇒ おまつり広場 20:05

**グッデイポイントが 終了します**

事業終了にかかるお取扱いは次のとおり対応させていただきます。

▼カード回収期限  
平成27年8月31日(月)

・フルマークカードは従来どおり(カタログ商品300円引き)

・残ポイントカードについてはもすべて対応します。(1マークにつき3円引き)

・各加盟店に申出ください。

※火まつり時に実施していた大抽選会は行いません。

問合せ 赤平グッデイポイント会・赤平商店連合会(赤平商工会議所内) ☎32・2246

五  
千  
発

# 市民花火大会

今  
年  
も

## ～中空知の特産品が抽選で当たる～ 中空知花火大会スタンプラリー

### ■実施機関

平成27年 7月12日(日)～平成27年 8月23日(日)

### ■応募条件

3カ所以上のスタンプを押印  
中空知花火大会スタンプラリー応募用紙に住所、氏名  
など必要事項を記入のうえ各花火大会に設置してい  
る応募券に投函してください。

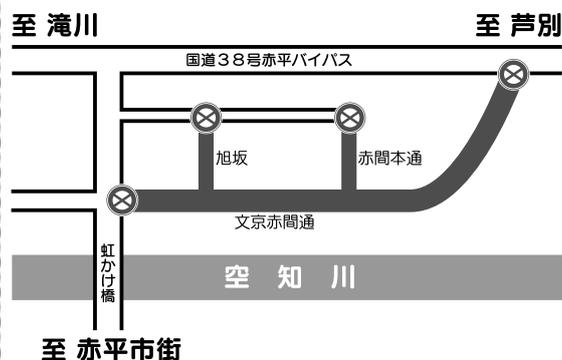
～詳しくは中空知広域圏組合まで～

■応募用紙、応募箱の設置箇所などについては、各実  
行委員会などへお問い合わせください。

■花火大会に関する問合せ先  
中空知広域圏組合 ☎22-1226

## 交通規制のお知らせ

規制期間：7月19日(日)18:00～21:00



※順延時は7月20日(月)が交通規制となります。

## 赤平パフォーマンスショー参加者募集

### ■日程

7月18日(土)12時50分～13時50分

### ■申込み要領

出演時間は10分としジャンルを問いません。(カラオケ、民謡、バンド、ダンスなど)  
また、参加することができる方は、赤平市内に在住または赤平市内に勤務している方になります。

### ■問合せ・申込み先

赤平商工会議所 ☎32-2246 (大澤)

※受付順とし、6組の申込みを持って受付終了。申込み期限 7月6日(月)午後5時まで。

## 赤フンランナー募集

未来に伝えていく「火」を運ぶ赤フンランナーを募集します！赤平っ子なら一度は赤フンになろう！女性はハッピーと短パンで参加できます。

申込先 やらん会 植村 ☎090-2699-3601  
石井 ☎090-5989-6365

## 市民踊り参加チーム募集

火順節(ひっとんぶし)の唄にのせて踊る市民踊り。審査により「火まつり大賞」を決定！町内会・企業等、ふるってご参加ください！

申込先 商工労政観光課 ☎32-1841  
申込期限 7月8日(水)

## 子どもみこし参加者募集

みなぎるパワーで火まつりを盛り上げてみませんか！対象は、小学6年生まで

### ■火まつり子供みこし

7月19日(日)午前8時 総合体育館噴水前集合

### ■練習(場所:ふれあいホール2階)

7月2日(木)・15日(水)午後6時から

申込先 赤榊会 今井 ☎090-6211-8600

ご応募お待ちしております！



火まつり公式キャラクター  
「火ーぼー」

# お知らせします。2つの給付金。

平成26年4月から消費税が8%になったことに際して、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、対象者の方に臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

臨時福祉給付金	支給要件
<b>支給対象者</b> 平成27年度分の住民税が課税されていない方。 ただし、以下の場合は除きます。 ・課税の方に扶養されて（生活の面倒を見てもらって）いる方 ・生活保護受給者である場合など	
<b>基準日</b> 平成27年1月1日時点で住民票が赤平市にある方が対象です。	
<b>支給額</b> ・1人につき、6,000円	
	カクニンジャ

子育て世帯臨時特例給付金	支給要件
<b>支給対象者</b> 平成27年6月分の児童手当を受給される方。 (特例給付を受給する方は対象になりません。) ※特例給付とは、所得が高額な方に児童一人当たり月額5,000円を支給しているものです。	
<b>対象児童</b> 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童	
<b>支給額</b> 対象児童1人につき、3,000円	
	コソダテ

## 申請方法

- 申請期間 平成27年8月3日(月)～11月2日(月)
- 提出書類 ①申請書 ※7月中の発送を予定しています。  
臨時福祉給付金…申請書は、税務課から発送される「非課税(未申告)のお知らせ」と併せて送付します。  
子育て世帯臨時特例給付金…支給対象となる方へ送付します。  
②本人確認書類(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証などの写し)  
③指定した口座が確認できる書類(昨年と同一口座の場合不要)  
(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し)
- 提出方法 ①申請書に必要事項を記載の上、②本人確認書類、③指定した口座が確認できる書類と一緒に、同封の返信用封筒で郵送するか、直接市コミセンまでお持ちください。
- 受取方法 申請書に記載した指定口座に入金されます。(口座がない方は、現金での受取りも可能です)
- 注意 申請期間などは、各市区町村によりこととなります。赤平市以外が申請先となる方は、事前に問合せなど確認するようにしてください。

申請先 社会福祉課 ▶ 「臨時福祉給付金」窓口 ☎32-2216(地域福祉係)  
▶ 「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 ☎32-2216(子ども未来・医療給付係)

## ● 制度に関するお問合せ 厚生労働省 ●

「2つの給付金専用ダイヤル」

☎ 0570-037-192

「ホームページ」

2つの給付金

検索

さらに



赤平市から

# 「赤平まごころ商品券」を支給します！

## ●生活応援臨時福祉助成事業

### ・支給要件・支給額

臨時福祉給付金の支給対象者で、7月1日現在、引き続き市内に住民登録のある方に、一人当たり4,000円分の「まごころ商品券」を交付します。

### ・申請方法

臨時福祉給付金の支給決定通知と合わせて「生活応援臨時福祉助成事業交付申請書」を提出していただきます。

## ●子育て応援臨時助成事業

### ・支給要件・支給額

子育て世帯臨時福祉給付金の支給対象者に支給対象児童一人当たり7,000円分の「まごころ商品券」を交付します。

### ・申請方法

子育て世帯臨時特例給付金の支給決定通知と合わせて「子育て応援臨時助成事業交付申請書」を提出していただきます。



## 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を紹介することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず、市役所や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



「ヘンテコはみがき」で歯をみがくと何になるのかな...  
3歳〜5歳のお子さん向け絵本です。



『ヘンテコはみがき』  
みやにしたつや作・絵  
学研教育出版

我が子に障がいがあるとわかってから、受け入れるまでの気持ちを綴った育児日記。  
元氣付けられる素敵な言葉が詰まった1冊です。



『生きていくだけで100点満点!』  
奥山佳恵著  
ワニブックス



問合せ 図書館 ☎32-2224

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 平成27年度の保険料のお支払いと

## 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### 7月に保険料額をお知らせします

平成27年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

#### 保険料の計算方法

均等割  
【1人当たりの額】  
**51,472円**

+

所得割  
【本人の所得に応じた額】  
(平成26年中の所得-33万円) ×  
**10.52%**

=

1年間の保険料  
【限度額57万円】  
(100円未満切り捨て)

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。



### ■保険料の軽減

#### ①均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和25年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 5,147円
33万円	8.5割軽減	【年額】 7,720円
33万円 + (26万 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	【年額】 25,736円
33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 41,177円

#### ②所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減



#### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が入社している健康保険のことで市町村の国民健康保険などは含まれません。

### ■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、市民生活課国保賦課徴収係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ■保険料のお支払方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**「口座振替」を希望される方は、市民生活課国保賦課徴収係へお申し出ください。**  
**(お申込みに必要なもの：ご本人の保険証・お支払する口座の預金通帳とお届け印)**

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
 (年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## 保険者証が新しくなります

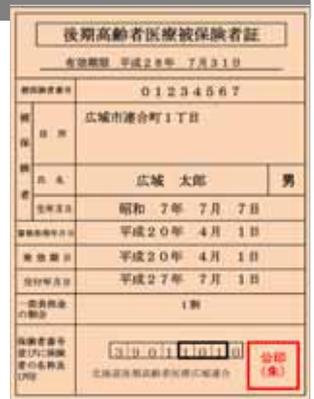
現在の保険者証  
(緑色)  
有効期限  
平成27年7月31日  
まで

7月末で有効期限が満了となるため、  
8月以降は使用出来なくなります！

新しい保険者証  
(オレンジ色)  
有効期限  
平成28年7月31日  
まで

市から7月中旬に  
新保険者証を郵送します！

手元に届いたら、お持ちの緑色の  
保険者証を破棄し、**オレンジ色の保険者証をご使用ください。**



▶ 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市民生活課医療保険係窓口までお越しください。

## 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在の減額認定証  
(黄色)  
有効期限  
平成27年7月31日  
まで

保険者証と同じく有効期限が満了となるため、  
8月以降は使用出来なくなります！

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、**ピンク色の減額認定証をご使用ください。**

有効期限は保険証と同じく1年間です。



### ～新たに減額認定証が必要となる方～

右記の交付要件に該当することをご確認の上、市民生活課医療保険係へ申請してください。

▶ 減額認定証の交付対象…次の区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方

- 区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方
- 区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
  - ・世帯全員の所得が0円の方  
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
  - ・老齢福祉年金を受給されている方

## 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

今回の発行は9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に行います。

### ●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または市民生活課医療保険係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
  - この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

### 問合せ先

**北海道後期高齢者医療広域連合**  
 〒060-0062  
 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階  
 ☎ 011-290-5601

**赤平市役所市民生活課**  
 ▶ 保険料について…国保賦課徴収係  
 ▶ 資格・給付について…医療保険係  
 ☎ 32-2214

# 住友福栄・翠光団地・美園町宅地

好評分譲中！

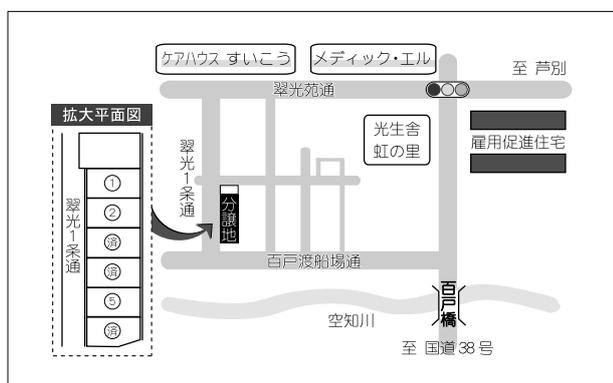
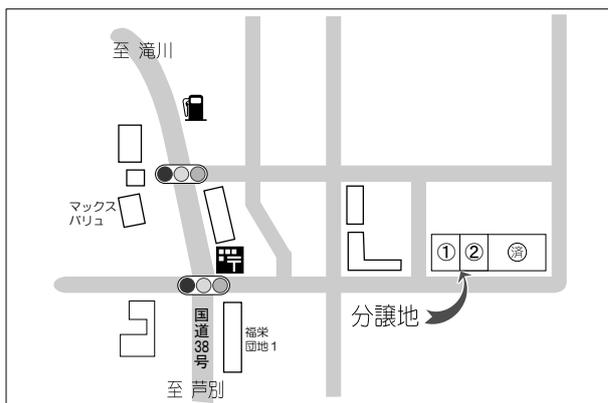
## 宅地の概要

## 住友福栄

住所 字赤平654番地  
 交通 バス停徒歩4分  
 教育 茂尻小学校(スクールバス停へ徒歩5分)  
 用途地域 第1種中高層住居専用地域  
 (建ぺい率60%、容積率200%)

## 宅地の広さと価格

番号	面積㎡(坪)	㎡当たり単価(坪)	分譲価格
①	360.34㎡ (109.00坪)	10,000円 (33,000円)	3,603千円
②	366.66㎡ (110.91坪)	9,000円 (29,700円)	3,299千円



## 宅地の概要

## 翠光団地

住所 百戸町西4丁目36番  
 交通 バス停徒歩10分  
 教育 茂尻小学校へ徒歩15分  
 用途地域 第1種中高層住居専用地域  
 (建ぺい率60%、容積率200%)

## 宅地の広さと価格 ①②⑤共通

面積㎡(坪)	㎡当たり単価(坪)	分譲価格
470.99㎡ (142.47坪)	5,971円 (19,738円)	2,812千円

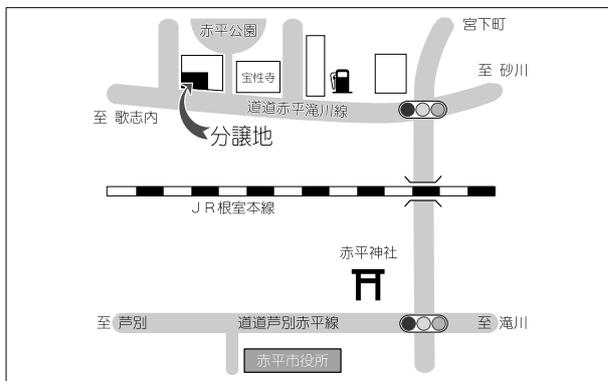
## 宅地の概要

## 美園町

住所 美園町2丁目15番1ほか3筆  
 交通 バス停徒歩5分  
 教育 豊里小学校へ徒歩15分  
 用途地域 第1種住居地域  
 (建ぺい率60%、容積率200%)

## 宅地の広さと価格

面積㎡(坪)	㎡当たり単価(坪)	分譲価格
360.86㎡ (109.16坪)	10,000円 (33,052円)	3,608千円



お問合せは、建設課建築担当 ☎ 32-1844 まで

第7弾

今回は **10,000セット** を販売します！

※昨年比2倍のセットを用意！

スーパープレミアム

まごころ商品券

20%付き

### ■販売内容

1セット(1,000円券12枚綴り)1万円で、最大1人5セット(5万円)まで。

■販売日及び時間 **8月15日(土)9時~15時**

売り切れた場合は終了となります。

■販売場所・販売数(3会場で行います)

・交流センターみらい…4,000セット

・若木生活館…3,000セット・東公民館…3,000セット

※売れ残りが出た場合は、17日(月)に商工会議所において販売します。

■問合せ 商工会議所 ☎ 32-2246 ■



『市民の顔が見える広報』を目指し、地域おこし協力隊がまちに飛び出て市民の皆さんをクローズアップ！  
今回は、今年もいよいよ開催される『第44回火まつり』の総合演出を長年担当されており、また『ひよっこ踊り』の生みの親でもある佐々木重昭さんに、火まつりへかける熱い思いを伺いました。

**僕達自身が一番『火まつり』を楽しんでいます（笑）！**

あかびら火まつり実行委員会  
『ステージクリエイト』主宰 佐々木 重昭さん

**火まつりに参加した経緯は？**

僕が最初に参加したのは、『第5回火まつり』のときでした。火文字を立ち上げた諸先輩の方から火文字点火のあとに会場です、まつりを盛り上げるための楽曲制作を依頼されたことがきっかけです。

**ひよっこ踊りのコンセプトは？**

ひよっこ踊りは、火まつりをさらに盛り上げるために作った曲です。徳島県の『阿波踊り』のリズムと『ロック』を融合させて『和』のテイストで作りました。制作した当時は、まだ阿波踊りのリズムが北海道に根付いていなかったこともあって斬新だったんです。踊りの振り付けは全くなくて、若者が思い思いに踊りだしました。リズムに合わせ楽しんで踊っている人達が増えていることが嬉しかったですね。

**演出する上で緊張する瞬間は？**

そうですね、やはり毎年『火文字』を点火する瞬間が一番緊張しますね。赤フンランナーの到着から火文字を点火するまでの一連の流れのなかで、いかにお客さんに感動を届けられるかが大事なポイントなんです。当日のイベント進行中も、火文字点火を担当しているスタッフと密に連絡を取り合って準備しているの、無事に点火されたときは、ほっと一安心といった気持ちになります。

**やりがいを感じる瞬間は？**

火まつり会場で、子どもからご年配まで世代を超えて、みんなが笑顔で祭りを楽しんでいる姿を見るとやって良かったなって感じます。また、子どもが出店で大きく口をあけておいしそうに食べていたり、打ち上げ



一時期、演出方法で悩んだ時期がありました。それは、同じことを続けていくことに抵抗があったからだと思います。だけど、『まつり』はプログラムの内容を大きく変えずに続けていくことが大事だと気がきました。同じことを継続して行なわなければ、歴史や伝統は築けませんね。

られた花火や火文字点火の瞬間に聞こえる歓声を聞くと一気に疲れが吹き飛びます。これは僕以外にも、火まつりに携わっているスタッフ皆同じ気持ちだと思いますね。

今年も多くの皆さんに楽しんでもらえるように頑張ります！



現在、還暦野球ではピッチャーをしている佐々木さん。『仕事でなかなか試合に行けませんが、やっぱり野球は楽しいです』と笑顔で語ってくれました。



**編集後記**

地域おこし協力隊 まちの情報発信部門  
愛知県出身 野口 暢子



市内が着々と『火まつり』に向けて準備が進められています。先月号でもお伝えいたしましたが、今年は私も火太鼓の子ども達と一緒に参加させていただきます。是非応援よろしくお願いします♪

## 国民年金保険料の免除制度について

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

### ①免除申請

免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部免除があります。一部免除には、「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の三種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に全額免除または一部免除が承認されます。

また、災害や退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。手続の際には、雇用保険受給資格者証、離職票、印鑑などが必要です。

### ②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で若年者納付猶予を希望される方は、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

## 免除申請の提出期限について ※平成27年7月時点

年度	免除の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成24年度分	平成25年6月	平成23年中所得
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中所得
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中所得
平成27年度分	平成27年7月～平成28年6月	平成26年中所得

※国民年金保険料の納付期限から2年1ヶ月前までさかのぼって、免除などを申請できます。

## 赤平市市税等収納向上対策本部

### 市営住宅などの公共料金の滞納整理 信頼関係が維持できない場合の 契約解除や強制退去について

市役所では、市営住宅の家賃に関わらず公共料金を期限までに納めない、相談がない、約束を守らないといった滞納に対しては、督促状を送付した後、裁判所に申立てを行い、国税や地方税と同じように、給与や賞与、預貯金、財物などの差押えを行うなどして不平等の解消に努めています。

お互いの合意形成にもとづく契約上の公共料金は市役所に複数あります。例えば、市営住宅の家賃や貸付料、水道料金、駐車場料金、医療費、給食費、奨学金、幼稚園使用料などがそれです。このような料金に一旦未払いが生じますと、民間企業と同じく、裁判所に申立てを行い仲裁を求めて債権債務の解消を進めていきます。

#### 最近あった出来事

裁判所の仲裁を経てもなお滞納が解消されず家を失ってしまった方や、滞納が原因で、保証人やその他第三者に請求が及び、家族以外の方にも迷惑がかかってしまった事例や、両親が亡くなり、家や土地の相続手続きを誰にも相談せず、また相談できず、子や孫に負の財産が引継がれてしまうような不幸なケースも見受けられました。

「存じのよ」に、市役所には様々な窓口があります。早め早めの「相談を皆様」にお願いするとともに、納めている方とそうでない方との間に不公平感や不均衡が生じてはいけませんし、

多重債務にあつては、救済の窓口としての役割も同時に兼ねておりますので「相談ください」。

#### 大家としての一言

① 共同生活のポイントは、「近所様と良好な関係を築くこと」にあります。

② 自治会費や共益費は、きちんと決められた期限までに納めてください。また、「ミ」の出し方にも注意が必要です。「ミ」出し曜日をきちんと守りましょう。

③ 町内会や自治会活動を通して協力し合い、情報交換に努めましょう。

#### ※注意事項

① 催告書や督促状、内容証明郵便が届くと赤信写です。まもなく裁判上の手続きを開始します。

② 納付約束(電話も含む)が守られず、さらに遅れますと、契約関係の維持が困難となり、契約解除を検討することになります。

③ 契約解除の通知が届くと入居者ではなく、一度、契約解除となった場合は、信頼関係が保たれないとの理由から再び契約することが困難になります。

特別な事情がある場合は一日も早く「相談ください」。

■問合せ 住宅係 ☎32-1820

【今月の納税】  
固定資産税 都市計画税 第2期  
国民健康保険税 第1期  
後期高齢者医療保険料 第1期  
納期 7月31日(金)まで

●市立病院外来診療日程●

○…午前・午後とも診療 △…午前のみ診療 ×…休診  
□…午後のみ診療

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	×	△	休診	×	△	×	○	○	月
○	□	△		△	×	△	○	×	火
○	△/○ 第2週	○		×	□	×	△	×	水
○ 午後は 予約のみ	○	△		×	△	×	○	×	木
○	○/△ 第1週	△		×	×	△	○	○	金

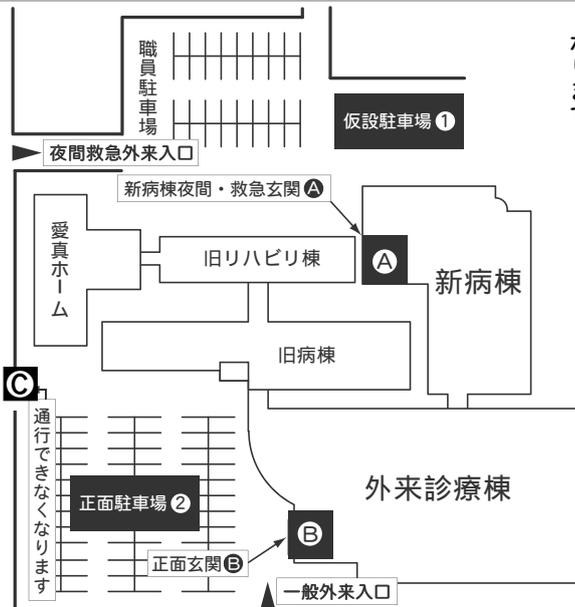


市立病院の診療日程

医療



コーナー



※旧病棟除却工事のため「C」からの出入りができなくなります。

お知らせ

■旧病棟の除却工事が始まります。通行規制(左図参照)など、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

整形外科外来からのお知らせ

■都合により、7月9日(木)、は休診となります。  
■7月10日(金)は受付時間を11時までとさせていただきます。

内科外来からのお知らせ

■都合により毎週木曜日の午後は予約診療のみとさせていただきます。

※それぞれ、ご理解とご協力をお願いいたします。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

□募集職種及び人員

▶看護師(正職員…1名)

- ・願書締切日…7月10日(金)必着
  - ・試験日・内容…7月21日(火)小論文・面接
  - ・合格発表…7月23日(木)
- ※詳細につきましては、ホームページまたは下記まで問合せください。

▶薬剤師(嘱託職員) … 1名

▶病棟看護助手(臨時・パート) … 若干名

- ・介護福祉士の資格を有する方 988円(時給)
- ・資格をお持ちでない方 968円(時給)

▶看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) … 若干名

問合せ  
あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

26日(日)	20日(祝)	19日(日)	12日(日)	5日(日)	7月
たまの歯科医院(芦別市) ☎0124-2211221	はらおか歯科医院(滝川市) ☎22-5678	赤平ファミリー歯科クリニック(赤平市) ☎32-4884	Eデンタルクリニック(滝川市) ☎24-9469	長谷川第一歯科(赤平市) ☎32-2277	病・医院名

歯科診療時間 午前9時から正午まで

歯科





## 乳がん 子宮頸部がん 大腸がん 検診のお知らせ

今、増えている女性のがん。  
検診を受けて健康な生活を送りましょう。



検 診 日 乳がん検診 7月15日(水)  
子宮頸部がん検診 8月23日(日)・24日(月)

検 診 会 場 赤平市ふれあいホール(総合体育館となり)

申 込 み 方 法 検診受付専用電話 ☎32-2585 平日 8時30分～17時00分

\*その他、郵便やファックス、インターネットでも申込みが可能です。詳しくは、広報4月号折込みチラシをご覧ください。

広報4月号折込みチラシは、交流センターみらい、総合体育館、茂尻支所、平岸連絡所、市役所健康づくり推進係窓口においてありますのでご利用ください。



申 込 み 締 切 乳がん検診 7月6日(月)まで  
子宮頸部がん検診 8月10日(月)まで  
\*申込み締切後にはご相談ください。

検診の種類	検診の内容	対 象	検診料金
乳がん検診	マンモグラフィと触診	40歳以上の女性 昨年受診者は受けられません。	各1,000円  *生活保護受給者と市民税非課税世帯の方は各500円となります。
子宮頸部がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性 昨年受診者は受けられません。	
大腸がん検診	便潜血検査(2日間)	30歳以上の方	

### ご注意

- ①乳がん・子宮頸部がん・大腸がんの「がん検診無料クーポン券」をお持ちの方は無料で受けられます。検診申込み時にお知らせください(クーポン券の対象となった方には、5月下旬にクーポン券が送付されています)。
- ②生活保護受給者と市民税非課税世帯(平成26年度)の方は、検診申込み時にお知らせください。確認ができましたら検診料金を減額します。

元気がみつかる場所

## 「ほほカフェ」

「工房赤平虹の架け橋」の通所者がカフェスタッフをつとめている、だれもが気軽に参加できるコミュニティカフェです。手づくりスイーツを味わいながら健康について楽しくお話をしませんか。

日 時 7月9日(木) 14:00～16:00

場 所 あかびら市立病院 かあさん食堂「ぼらん亭」  
(新病棟1階に移転しています。)



今月の  
お知らせ

## 食中毒予防のために 気をつけたいこと

最近では年間を通して発生していますので、  
以下のことに注意して習慣づけるようにしましょう。



食中毒予防の3原則は  
食中毒菌を

「つけない」  
「増やさない」  
「やっつける」

まな板や包丁などの調理器具は常にきれいに洗って乾燥させましょう。さらに、熱湯や塩素剤による消毒を行いましょう。

スポンジやふきんは使用後にきれいに洗い、次の使用までにできるだけ乾燥させましょう。手ふきタオルはこまめに取替えて、清潔なものを使用できるようにしましょう。

食中毒菌におかされていても見た目では判断できないため、肉の生食は、鮮度に関係なく避けましょう。細菌は熱に弱いいため、加熱調理は中心部までしっかりと火が通るように調理しましょう。

カレーやシチュー、煮物、味噌汁など、1回で食べきれなかった料理は速やかに冷蔵庫で保管し、早めに食べきるようにしましょう。冷蔵庫内は詰め込みすぎず、定期的に整理し、清掃、消毒をしましょう。

トイレの後や調理前、食事前にはしっかりと流水で手を洗いましょう。調理者の手に傷がある場合は手袋をしましょう。傷口が食中毒菌の温床になります。



近年「抗菌グッズ」を見かけることが増えてきましたが、「抗菌」とは『細菌が増えるのを防ぐもの』であり、菌を殺す「殺菌」や、取り除く「除菌」とは区別されています。したがって抗菌加工の調理器具を使用しても、適正なお手入れをしないと食中毒を防ぐことはできず、カビなどが発生してしまうことがありますので、特徴や効果を正しく理解して使用しましょう。



## 行政・公共

Public

### ① こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話したい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。  
**対象者** 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

**日時** 7月21日(火)18時～

(変更になる場合があります) ※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承ください。  
**受付** 7月1日(水)～6日(月)  
**申込み・問合せ**

広報広聴係 ☎32-1834

### ② 定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象となる業務は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTT等)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービス等の業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもお応えします。お気軽にお越しください。

**日時** 7月15日(水)13時～16時  
**会場** 市産業研修ホール2階  
 (総合体育館横)

### 行政相談委員

堀口 妥氏・北村 則子氏

**問合せ** 市民相談係

☎32-1834

### ③ 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。訪問販売で高額商品を買わされたけど解約したい…、借金を整理したい…などなどお気軽にご相談ください。

**日時**

◆7月7日(火)歌志内市・上砂川町

村田 雅彦 弁護士

◆7月14日(火)赤平市

丸山 健 弁護士

◆7月21日(火)歌志内市・上砂川町

林 順敬 弁護士

◆7月28日(火)赤平市

本多 良平 弁護士

**赤平会場** 市コミセン別館

### 開催時間

▼赤平市・歌志内市(10時から12時)

▼上砂川町

(13時30分から15時30分)

### 予約・問合せ

市民相談係 ☎32-1834

歌志内市役所 ☎42-3211

上砂川町役場 ☎62-2011

### ④ 災害時の避難行動要支援者名簿の共有についてのお願

●東日本大震災以降、災害時の避難が重要視されています。

●災害対策基本法の改正により、特に要介護認定者や障害者などが逃げ遅れることのないよう、市役所では避難支援が必要な方の名簿を作成しています。

●また、市役所以外でも、町内会や、消防・警察・民生委員・児童委員・社会福祉協議会など、まわりにいる方々が、いざというときに避難を手助けできるよう、平常時から避難支援が必要な方を知ってもらい、見守られていけば安心です。

●このためには、避難支援が必要な方が本人の同意を得た上で名簿を共有することとなるため、対象となる方に同意書

の用紙を送付いたしますので、手続きをお願いいたします。

●対象となる方は次のとおりです。(ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院している方を除きます。)

### ① 要介護認定者

要介護状態区分3～5を受けている方。

### ② 障害者

ア：身体障害者手帳(1・2級の交付を受けている方)。  
 イ：精神障害者保健福祉手帳(1・2級の交付を受けている方で単身世帯の方)。  
 ウ：療育手帳(A程度の交付を受けている方)。

### ③ 難病患者

北海道が発行する特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。

④前3号に準ずる方で市長が認める方

●なお、この名簿の個人情報、この目的以外には使用しません。また、ほかに漏れるようなことのないよう、十分管理します。

**問合せ** 防災対策係

☎32-2211

### ⑤ 生活困窮者自立支援制度が始まりました。

こんなお悩みありませんか？

「収入が不安定で毎日が心配」「働いていない子どもの将来が気がかりで」「近所に相談できる人がいない」「仕事はしたいけど、なかなか仕事が見つからない」「そんな不安や悩みを抱え苦しんでいる方を、生活保護に至る前に相談にのり、支援するため、生活困窮者自立支援法が施行されました。

仕事に対する不安や引きこもりなど悩みを抱える方の相談に応じて生活保護を受給することなく自立できるように個別に支援計画を策定し自立へと支援します。

### 「そらサポ」電話相談

月曜～金曜日(土日祝日除く) 午前9時30分から午後5時

### 連絡先

そらち生活サポートセン

ター「そらサポ」  
 ☎0120-279-234

(フリーダイヤル相談無料) 「そらサポ」生活相談会を開催します

毎週火曜日午前10時～11時30分

赤平市役所社会福祉課で受付します。

### 問合せ

社会福祉課保護係  
 ☎32-2216

**第65回社会を明るくする運動**

7月は、第65回「社会を明るくする運動」(犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ)を強く調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年度につきましても、7月18日(土)より開催されます。火まつり会場での啓蒙活動を行いますので、協力をお願いします。

また、小中学生を対象に作文コンテストも実施します。日常生活や、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行等に関して考えていることや感じたことを作文として表現し、本運動に理解を深めてもらうものです。詳しくは事務局までお問い合わせください。

**問合せ**  
第65回「社会を明るくする運動」赤平地区実施委員会事務局・地域福祉係  
☎32-22216

**市長の資産等報告書公開**

「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、前市長の資産等報告

書を公開します。

閲覧開始日 7月1日(水)

閲覧場所・問合せ

庶務係 ☎32-22211

**募集** recruit

**赤平市職員の募集**

【職種及び募集人員】

土木技術職：若干名

【採用予定年月日】

平成28年4月1日

【応募資格 試験区分】

昭和57年4月2日以降に生まれた以下の方

大学 学校教育法による大学

(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業

見込みの方

短大 学校教育法による高等専門学校を含む短期大学(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方

(修学年限が2年以上の土木専門課程を設置する専門学校はこれを含む)

高校 学校教育法による高等学校(土木課程専攻)を卒業または平成28年3月までに卒業見込みの方

※赤平市職員となった場合、赤平市内に居住できる方

【第一次試験】

日時 平成27年9月20日(日) 9時受付

会場 赤平市コミュニケーションセンター(泉町4丁目1番地)

試験内容 教養試験・小論文

結果通知 平成27年10月中旬(予定) 文書で通知します。

【第一次試験】

日時 平成27年10月下旬～11月上旬(予定)

試験内容 面接試験

合否通知 平成27年11月中旬(予定) 文書で通知します。

【受験の手続き】

受付期間 平成27年7月3日(金)～8月14日(金) 平日8時30分～17時(土・日・祝日を除く)

※申込書の提出は、代理人・郵送でも可能です。

※郵送の場合は平成27年8月14日(金)消印まで有効です。

提出書類

① 赤平市が交付する受験願書及び履歴書

② 最終学歴校の卒業(または見込み)証明書

③ 最終学歴校の成績証明書

④ 82円切手1枚・長形3号封筒(受験者の住所及び氏名の記載したもの)

※書類不備の場合は、受付できません。

申込み・問合せ

赤平市役所総務課職員係 ☎079-1192

赤平市泉町4丁目1番地 ☎32-22211(内線324)

受験できない方

・成年被後見人及び被保佐人

・禁固以上の刑に処され、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方

・日本国憲法において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

**平成27年度「高齢者の歯のコンクール」出場者募集**

対象 満80歳以上(昭和10年4月1日以前に生まれた方)

資格

① 20本以上自分の歯があること

② 歯および口の中が正常で健康であること

③ 歯口清掃が良好であること

④ 重度の歯周疾患になっていないこと

⑤ 自立して日常生活をおくっていること

期限 7月31日(金)

応募方法 電話か窓口でお申し込みください。(候補者の方は後日、指定の歯科医院で口腔

審査を受けます。詳しくは電話でご説明いたします。) 申込み・問合せ 健康づくり推進係 ☎32-5665

**赤平火太鼓保存会 会員を募集します**

練習日 毎週火曜日18時30分～21時・木曜日19時～21時

場所 東公民館(見学は自由です。ご連絡ください。)

募集人数 小学1年生以上、10名程度

募集期間 7月1日(水)～31日(金)

問合せ

竹村 ☎090-8896-2712

あなたの悩みに

すべての相談の相談料が **無料**になりました。

0125-22-8373

相談予約ダイヤル

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)  
土曜 10:00～13:00

をす 出します

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

## 自衛官を募集します

受付期間

8月1日(土)～9月8日(火)

【航空学生】

1次試験 9月23日(水)

【一般曹候補生】

1次試験 9月18日(金)、19日(土)

【自衛官候補生・女子】

1次試験 9月25日(金)～29日(火)

(内1日)

受付期間

各試験の1週間程度前まで

【自衛官候補生・男子】

1次試験 8月29日(土)～8月31日(月)、9月21日(月)、22日(火)、24日(木)～30日(水)

※詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで

☎22・2140

## 下水道いろいろコンクール 作品を募集します！

全国の小・中学生及び一般の方を対象に、9月10日の「下水道の日」にちなみ、下水道に対する理解を深め、下水道の健全な発達に役立つことを目的としてコンクールの作品を募集します。

募集資格

▼絵画・ポスター部門、作文部門、書道部門、新聞部門(学校・学級・学習)：小中学生のみ

▼標語部門：どなたでも可

応募締切 10月30日(金)

応募先 (株)日本水道新聞社・下水道いろいろコンクール係

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-8-9

☎03-3264-6724

問合せ 上下水道課管理係

☎32-2218

## 市民行事 event

### まちなか公民館講座

生命の貯蓄体操(日本式気功養成術)体験講座

体のコリや老化を取って、健康で若々しい心と体を取り戻すことが目的の東洋体操です。肩こりや冷え症、頭痛などの不定愁訴に悩まれている方、丹田呼吸法により、免疫力を高め自然治癒力を強化する体操を体験してみませんか。

日時 7月21日(火) 18時～19時30分

場所 市コミセン別館

定員 30名(対象20代から)

参加費 無料

講師 小野寺 英子氏(NP)

○法人 生命の貯蓄体操普及会滝川連絡所)

持ち物 バスタオル、飲み物、動きやすい服装

申込み・問合せ

NP O法人赤平市民活動支援センター・市コミセン別館

☎74-5601

(申込みは13時から20時までにお願ひします)

### 水泳教室の開催

日時

①7月28日(火)～31日(金) 18時～19時

②8月4日(火)～7日(金) 9時～10時

会場 市民プール

参加対象

①は市内一般成人男女  
②は市内小学校1年生～6年生(1年生～3年生は保護者同伴とします)

定員 ①、②共に20名(定員になり次第締切ります)

申込期間 7月1日(水)～23日(木)

参加料 無料

①の参加者は施設利用料として200円かかります。(シーズン券・回数券の利用可)

②の参加者は施設利用者証を持参してください。

申込用紙設置場所

総合体育館・市民プール

※電話の申込はできません。

②の参加は保護者に確認のうえ、お申込みください。

問合せ 総合体育館

☎33-7750

### 夏休み！いろいろ探検隊

今年のいろいろ探検隊は、次の内容で過ごします。小学生のみなさん、夏休みの思い出づくりに是非参加してみよう！

日時・内容

①7月27日(月)10時～12時

「オリジナル木製うちわ」作り

②8月4日(火)10時～13時

「バターロールサンド」「スパニッシュオムレット」やさいのカミカミ和え、「ヨーグルトのパフェ」作り

③8月6日(木)8時30分～16時

「水道記念館」(札幌市)

会場 東公民館ほか

対象者 市内の小中学生(※3回とも参加できる方)

定員 15名

参加費 ①500円②200円

③無料(※保険代金800円)

持ち物 ①なし②エプロン③弁当、レジャーシート(※3回とも飲み物持参)

申込み 7月1日(水)午前8時30分

分からは電話または直接申込みにより受付けます(定員になりしだい締め切ります)

問合せ

東公民館 ☎33-7537

### 企業向け住宅随時受付中

部屋情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■募集戸数：1戸</li> <li>■住所：美園町4丁目54番地</li> <li>■間取り：3DK(昭和54建築58.5m<sup>2</sup>)</li> <li>■設備：灯油ストーブ、風呂設備一式、ガスコンロ、全室照明器具付</li> <li>■家賃：月額34,000円 ・応募者多数の場合は抽選となります。</li> </ul>
受付期間	7月1日(水)～9日(木)
問合せ	詳しくは建設課住宅係まで☎32-1820

## 司法書士中根事務所

### ◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他) 商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※) (※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550  
赤平市東文京町2丁目4番地2  
ブログ：<http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



夏の交通安全運動

実施機関 7月11日(土)～20日(月)

期別運動の視点

観光や夏型レジャーなどに伴う事故防止や自動二輪車による事故防止などを図るための活動などを推進する。

- ◆ 運動の重点
  - ◆ 子どもと高齢者の交通事故防止
  - ◆ 飲酒運転、居眠りなど観光レジャー型の交通事故防止
  - ◆ 自転車・二輪車の交通事故防止
  - ◆ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい

着用 問合せ

環境交通係 ☎32-2215

下水道の汚泥もリサイクル!

赤平市公共下水道の終末処理場である「奈井江管理センター」では、捨てれば廃棄物になる下水道の汚泥を肥料として製造販売し、汚泥の有効利用に取り組んでいます。

- ◆ 特徴
  - ◆ 異臭が少なく、通水性、通気性も良いため取扱いが容易です。
  - ◆ 効果
    - ◆ 太陽熱の吸収率が高まり、地温が高くなります。保水性、通気性が向上し、土壌改良効果があります。微生物の繁殖が旺盛となり、作物の栄養吸収が良くなるなど、家庭菜園に最適です。



元気な **こっこちゃん**

今月のかわいいおともだちを紹介しします!

ながやまなつきちゃん (2歳11カ月)

かわいいお子さんの写真を広報に載せてみませんか?  
 広報広聴係では、このコーナーに掲載するお子さん(10カ月くらい～3歳くらいまで)の写真を募集しています。  
 問合せ 広報広聴係 ☎32-1834

園に最適です。  
 使用量 3m四方当たり15kg  
 30kgを目安にしてください。  
 ※詳しい内容や購入についてはお問合せください。

問合せ

石狩川流域下水道組合奈井江管理センター ☎65-5418

※火まつりで、下水道接続の普及促進活動としてお試しサイズを無料配布いたします。(数に限りがありますのでなくなり次第終了します。)

その他 other

エルム林道の工事が行われます。

平成27年7月1日～平成27年11月30日までの間で、エルム林道の工事が行われるため、通行止めになる区間があります。

ご通行の際は、現場の標識や指示にしたがってください。  
 期間中大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程お願いいたします。

問合せ

空知総合振興局産業振興部林務課森林整備係 ☎0126-20-0074

総合体育館からのお知らせ

火まつり期間中7月18日(土)～19日(日)の次の施設のご利用が制限されますのでご協力をお願いします。  
**総合体育館** アリーナ・サブアリーナ・ふれあいホールの一般使用はできません。  
**市民プール** 閉館時間が増えになります。

閉館時間 10時  
 閉館時間 21時～17時

問合せ

総合体育館 ☎33-7750  
 市民プール ☎32-7125

善意 Charity

ありがとうございました

- ◆ (愛真ホーム) 敬称略
- ◆ 赤平消費者協会 赤平市 赤平市 赤平市
- ◆ 高野ヒサ子(住友福栄団地1号) 赤平市
- ◆ 堺井トシ子(日の出町) 赤平市
- ◆ 愛真ホームあて布の募集

現在、愛真ホームではあて布が不足しております。使わなくなった綿製品(タオル類)がありましたら寄贈をお願いします。  
 問合せ 赤平愛真ホーム ☎32-2884

募集戸数	■文京団地3LDK3戸 ・宮下団地は随時募集しています。 ・応募者多数の場合は抽選となります。
資格	暴力団員でない方。 単身者は入居できません。 ※詳細は受付時にご説明します。
家賃	世帯の収入によって決定
入居	9月1日(火)予定
受付	期間 7月16日(木)～18日(土) 9時～18時30分※18日(土)のみ17時まで
	場所 交流センターみらい研修室3
抽選	日時 7月21日(火)10時～
	場所 交流センターみらい研修室3
問合せ	MMSマンションマネジメントサービス(株)担当:杉森 袴田 (平日8時45分～17時30分) ☎23-3071まで

募集戸数	■市営住宅若干戸 応募者多数の場合は抽選となります。
家賃	世帯の収入によって決定
受付期間	7月1日(水)～9日(木)
問合せ	詳しくは建設課住宅係まで ☎32-1820

# Photoアラカルト



茂尻小(6月7日)



豊里小(5月31日)



赤間小(6月6日)



赤平中(5月30日)

## 小学校運動会 中学校体育大会



体育が得意な子も苦手な子も、自分の記録のため、チームの勝利のため、走って・跳んで・応援して、力を出し合いました。



赤平中央中(5月30日)

## エルムハイツ訪問



(6月2日)

赤平幼稚園の年長組の園児がエルムハイツを訪問しました。入所者は「かわいいお客さま」と一緒に、歌や手遊びでふれあいました。

## 田んぼの学校



(6月11日)

住吉町アジサイロードで、豊里小と赤間小の5年生が、手足を泥だらけにしなが田植え体験をし、お米づくりの大変さを学びました。

## 100kmウォーク



(6月20日)

毎年恒例、空知単板工業(株)主催の100kmウォーク2015が開催され、参加者は自己の限界に挑戦しました(1,078名中721名完歩達成)。

## 防火安全協会10周年



(5月29日)

危険物安全協会と防火管理者協会が合併して10周年を迎え、記念式典が行われました。防火防災の功労者に感謝状が贈られました。

## クリーンナップあかびら



ゴミゼロ  
(5月30日)

赤平ラブリバー推進協会、アイラブロードあかびら推進協会の主催で、530(ゴミゼロ)をめざして市内一円の美化活動を行いました。

## 駅前中央通花壇植花



(6月5日)

赤平商工会議所が、赤平駅から虹かけ橋までの歩道で植花活動を行いました。バイパスから駅前へ、きれいな花でお迎えします。

### 赤平市民憲章

1. いたわりと笑顔をまちにひろめましょう。
  1. よく学びつくりだす芽をそだてましょう。
  1. きれいな花と緑でまちをつつみましょう。
  1. たくまいはたらく力をのばしましょう。
  1. みんなで語りみんなのまちをつくりましょう。
- (昭和49年7月31日制定)

### あかびらの人口

(平成27年5月末日現在)

※( )内は前月比

総数	11,189人	(-45)
男	5,106人	(-20)
女	6,083人	(-25)
世帯数	6,278世帯	(-20)

### あかびらお天気メモ

(平成27年5月)

	前年
最高気温	27.6°C (31.1°C)
最低気温	1.7°C (1.4°C)
降水量	55.0mm (53.5mm)

赤平市役所 ☎079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 ☎32-1834 FAX32-5033

URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/> E-Mail [info@city.akabira.hokkaido.jp](mailto:info@city.akabira.hokkaido.jp)

▶この広報誌は再生紙を使用しています。